

第12回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和3年3月19日

【決定確認事項】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が3月21日をもって解除となる見通しであることから、町が現在実施している公有施設の一部休館、利用制限等の実施を3月22日から一部を除き解除する。
- ・新型コロナウイルス感染防止や感染に対する不安等を理由として予約済の公共施設の使用取り消しの申し出を受けた際の施設使用料の還付については、緊急事態宣言が解除される見通しであることから、令和3年3月22日以降に予約された施設使用料は、各施設の条例に掲げる事由に該当する場合を除き還付しない。